平成２５年（フ）第１６号
福岡県久留米市上津町1832番地
破産者　株式会社ブンカ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県久留米市上津町1834番地１
破産者　株式会社ブンカ企画
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１２号
福岡県久留米市南２丁目21番72号
破産者　有限会社ウィングコーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８５号
群馬県前橋市横沢町684番地
破産者　有限会社井上食菌センター
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
群馬県前橋市横沢町252番地２
破産者　井上喜代美
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７３号
群馬県前橋市粕川町込皆戸177番地の１
破産者　株式会社中根
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９３号
群馬県前橋市粕川町込皆戸177番地１
破産者　中根　孝治
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
群馬県前橋市小相木町１丁目２番地４　小相木ビル205号
破産者　西　　勝弘
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
群馬県前橋市東片貝町417番地１
破産者　株式会社ＮＡＴＡＳｎａｔａｓ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
群馬県前橋市野中町150番地６　レジデンス前橋1001号
破産者　青木　達徳
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７０号
埼玉県東松山市新宿町19番地８
破産者　株式会社コスメラブリー
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４７５号
東京都稲城市矢野口3105番地
破産者　丸創電子有限会社
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７７号
東京都多摩市鶴牧６丁目８番地の７ファミール・ベル横倉102、開始決定時の住所東京都多摩市落合１丁目19番地の13ロータリーライフ多摩センター501
破産者　秋吉　キミ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７１８号
横浜市都筑区牛久保２丁目１―39　ポートフューチャー221号室、住民票上の住所横浜市青葉区荏田町1476番地１　カーサビラ７Ｉ
破産者　吉岡　邦明
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４０号
横浜市港北区師岡町298番地１
破産者　株式会社グリーンアース
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６４号
東京都新宿区高田馬場１丁目27番１号ＦＴビル１階
破産者　株式会社Ｆ．Ｓ．Ｃ
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４号
福井県三方郡美浜町佐柿45号13番地の２
破産者　川口建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区小浦293番地１
破産者　中井　初代
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２７号
三重県津市雲出長常町1052番地31、開始決定時の住所三重県松阪市肥留町565―１　サンライズヒルズＡ201
破産者　中井　照明
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２号
亡中井一進の最後の住所地三重県北牟婁郡紀北町海山区小浦293番地１
破産者　亡中井一進相続財産
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３６号
徳島県阿南市橘町大浦19番地20
破産者　有限会社中川モータース
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第６０号
茨城県日立市田尻町４丁目７番15号
破産者　有限会社リバティーワールドカンパニー
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部